

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 2 月 25 日 (水曜日) 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承第 1 号 専決処分の承認について (令和 7 年度下呂市一般会計補正予算 (第 13 号))
- 日程第 5 承第 2 号 専決処分の承認について (令和 7 年度下呂市一般会計補正予算 (第 14 号))
- 日程第 6 承第 3 号 専決処分の承認について (令和 7 年度下呂市一般会計補正予算 (第 15 号))
- 日程第 7 諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 諮第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 同第 1 号 下呂市特別名誉市民表彰につき同意を求めることについて
- 日程第 10 同第 2 号 下呂市特別名誉市民表彰につき同意を求めることについて
- 日程第 11 同第 3 号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第 12 議第 1 号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議第 2 号 下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議第 3 号 下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議第 4 号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議第 5 号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議第 6 号 令和 7 年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について
- 日程第 18 議第 7 号 令和 7 年度下呂市一般会計補正予算 (第 16 号)
- 日程第 19 議第 8 号 令和 7 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 5 号)
- 日程第 20 議第 9 号 令和 7 年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 21 議第 10 号 令和 7 年度下呂市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 補正予算 (第 4 号)
- 日程第 22 議第 11 号 令和 7 年度下呂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 4 号)
- 日程第 23 議第 12 号 令和 7 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (診療施設勘定) 補正予

算（第6号）

- 日程第24 議第13号 令和7年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議第14号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議第15号 令和7年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議第16号 令和7年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議第17号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議第18号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第30 市長施政方針説明
- 日程第31 議第19号 財産の取得について
- 日程第32 議第20号 下呂市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第33 議第21号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議第22号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議第23号 下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例について
- 日程第36 議第24号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議第25号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議第26号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議第27号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議第28号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議第29号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議第30号 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議第31号 下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議第32号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 議第33号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第46 議第34号 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例について
- 日程第47 議第35号 下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議第36号 下呂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第49 議第37号 下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例について
- 日程第50 議第38号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第51 議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第52 議第40号 下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例について
- 日程第53 議第41号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について

- 日程第54 議第42号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について
- 日程第55 議第43号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第56 議第44号 下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第57 議第45号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第58 議第46号 令和8年度下呂市水道事業会計への繰出について
- 日程第59 議第47号 令和8年度下呂市下水道事業会計への繰出について
- 日程第60 議第48号 令和8年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について
- 日程第61 議第49号 令和8年度下呂市一般会計予算
- 日程第62 議第50号 令和8年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第63 議第51号 令和8年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第64 議第52号 令和8年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 日程第65 議第53号 令和8年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第66 議第54号 令和8年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
- 日程第67 議第55号 令和8年度下呂市下呂財産区特別会計予算
- 日程第68 議第56号 令和8年度下呂市学校給食費特別会計予算
- 日程第69 議第57号 令和8年度下呂市水道事業会計予算
- 日程第70 議第58号 令和8年度下呂市下水道事業会計予算
- 日程第71 議第59号 令和8年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
- 日程第72 議第60号 令和8年度下呂市立金山病院事業会計予算

(追加日程)

追加日程第1 報第1号 委員長報告

出席議員（14名）

議長	中島達也	1番	下平裕次郎
2番	桂川融己	3番	大西尚子
4番	高井範和	5番	桂川いづみ
6番	加藤久人	7番	鷺見昌己
8番	田口琢弥	9番	森哲士
10番	田中喜登	11番	尾里集務
12番	中島ゆき子	13番	今井政良

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長 山内 登 副 市 長 田口 広 宣

教 育 長	中 村 好 一	会 計 管 理 者	熊 崎 龍 毅
総 務 部 長	大 前 栄 樹	ま ち づ く り 推 進 部 長	田 谷 諭 志
地 域 振 興 部 長	小 林 哲	教 育 委 員 会 会 長 事 務 局 長	山 中 明 美
環 境 部 長	中 島 一 栄	上 下 水 道 部 長	今 村 正 直
農 林 部 長	青 木 秀 史	建 設 部 長	今 井 伸 哉
金 山 病 院 院 長 事 務 局 長	亀 山 嘉 人	市 民 保 健 部 長	森 本 千 恵
福 祉 部 長	小 澤 和 博	観 光 商 工 部 長	小 池 雅 之
消 防 長	遠 藤 丙 午	観 光 商 工 部 次 長	熊 崎 一 彦
市 民 保 健 部 次 長	熊 崎 賀 代 子		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	田 添 誠	書	記	加 藤 冬 城
-------------	-------	---	---	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島達也議員）

皆さん、おはようございます。お疲れさまです。
ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。
開会に先立ちまして、市民憲章の唱和を行います。
皆さん、御起立ください。

[市民憲章唱和]

ありがとうございました。御着席ください。
これより令和8年第1回下呂市議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、会議システムで配付のとおりであります。
なお、報道機関、「広報げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番 尾里集務議員、12番 中島ゆき子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中島達也議員）

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月24日までの28日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、会期は28日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中島達也議員）

日程第3、諸般の報告を行います。
市長行政報告、議長報告、定期監査結果報告、財政援助団体等の監査結果報告、例月現金出納検査報告及び損害賠償の額の決定の専決処分は、会議システムで配付しておりますので御確認ください。

画面切替えのため、しばらくお待ちください。

◎承第1号から承第3号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第4、承第1号 専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第13号））、日程第5、承第2号 専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第14号））、日程第6、承第3号 専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第15号））、以上3件を一括議題といたします。

承第1号から承第3号までの3件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

おはようございます。

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

承第1号 専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第13号））。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めます。令和8年2月25日提出。

提案理由でございます。国の「強い経済」を実現する総合経済対策に基づく交付金事業について、国から翌年度への繰越しが可能である旨の通知及び説明を受け事業に係る繰越明許費についての補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

続いて、5ページをお願いいたします。

令和7年12月26日付の専決処分書です。

詳細は補正予算書にて説明いたします。

6ページをお願いいたします。

令和7年度下呂市一般会計補正予算（第13号）。

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

第1条は繰越明許費の補正です。繰越明許費の追加は、第1表 繰越明許費補正によります。

内容について説明をいたしますので、7ページの第1表 繰越明許費補正を御覧ください。

追加するのは3つの事業で、2款総務費、1項総務管理費の暮らし応援商品券配布事業3億7,327万6,000円は、物価高騰の影響を受ける市民の生活支援及び地域経済の活性化を目的とした商品券配付について、商品券の利用期間を令和8年7月末まで確保するため繰り越すもので、次に3款民生費、2項児童福祉費の物価高対応子育て応援手当支給事業1,658万9,000円は、子供1人当たり2万円給付事業で、令和8年3月末までに出生した児童への給付対応に加え、申請手続による給付事務に期間を要するため繰り越すもので、最後に7款商工費、1項商工費の中小企業等省エネ対策設備導入事業2,400万円は、市内中小企業等のLED照明設備への切替えに対する補助事業について、令和8年度以降も継続して補助申請の受付や事業実施を可能とするため繰り

越すものでございます。

以上で、承第1号、令和7年度下呂市一般会計補正予算（第13号）の説明を終わります。

引き続き、議案書の8ページをお願いいたします。

承第2号 専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第14号））。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和8年2月25日提出。

提案理由でございます。1月中旬に非常に強い寒気の流入が予報されており、降雪や低温による除排雪・凍結防止剤散布経費の増加が見込まれ、今後の除雪等に備え予算に不足が生じるため、予算の増額補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

令和8年1月9日付の専決処分書です。

詳細は補正予算書にて説明いたします。

10ページをお願いします。

令和7年度下呂市一般会計補正予算（第14号）。

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ248億2,798万円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書で説明いたしますので、14ページをお願いいたします。

歳入でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金7,000万円の増額は、今回の補正で財源調整のために財政調整基金から繰入れするものでございます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費の市道除雪対策費6,972万5,000円の増額は、降雪や低温による除排雪・凍結防止剤散布経費が増大し、今後の対策に向け不足が見込まれる除排雪業務や凍結防止剤散布作業委託料等を補正するものでございます。

その下の14款予備費は、今後の予期せぬ支出に備え27万5,000円を増額するものです。

以上で、承第2号、令和7年度下呂市一般会計補正予算（第14号）の説明を終わります。

続いて、議案書の16ページをお願いいたします。

承第3号 専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第15号））。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和8年2月25日提出。

提案理由でございます。衆議院解散に伴い、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査を速やかに執行するための経費、また公営住宅滞納家賃請求事件の判決に伴う強制執行等の手続を進めるための委託料、並びに複合施設である小坂山村開発センターの高圧受電設

備及びあさぎりサニーランド施設内配水装置の不具合に伴う修繕等に要する経費についての増額補正を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。

令和8年1月23日付の専決処分書です。

詳細は補正予算書にて説明いたします。

18ページをお願いいたします。

令和7年度下呂市一般会計補正予算（第15号）。

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,682万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億5,480万6,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書で説明いたしますので、22ページをお願いいたします。

歳入でございます。

16款県支出金、3項委託金、1目総務費県委託金2,145万1,000円の増額は、衆議院議員総選挙等の執行に係る県委託金でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金500万円の増額は、今回の補正で財源調整のために財政調整基金から繰入れするものでございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入37万5,000円の増額は、小坂山村開発センター高圧受電ケーブル修繕に係る共同利用者、飛騨農協でございますが、こちらからの負担金でございます。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の総務一般管理諸経費臨時49万7,000円の増額は、家賃滞納訴訟の判決に伴う強制執行申立てに係る委託料でございます。

その下の5目財産管理費の小坂山村開発センター管理費120万5,000円の増額は、経年劣化による高圧受電ケーブルの交換修繕を実施するものでございます。

同じく2款総務費、4項選挙費、3目国政選挙費の衆議院議員総選挙費2,147万8,000円の増額は、1月23日の衆議院解散に伴い、第51回衆議院議員総選挙を執行するための経費でございます。

24ページをお願いします。

最下段の最高裁判所裁判官国民審査費17万4,000円の増額は、第27回最高裁判所裁判官国民審査を執行するための経費でございます。

25ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費の市立老人ホーム維持補修費304万8,000円の増額は、あさぎりサニーランド施設内配水装置の取替え工事を実施するものでございます。

その下の14款予備費は、今後の予期せぬ支出に備え42万4,000円を増額するものでございます。

26ページをお願いします。

こちらは特別職の給与費明細書です。

表の比較欄、下段のその他特別職の報酬額271万円の増額は、衆議院議員総選挙に係る投票立会人等の増額でございます。

27ページをお願いします。

一般職の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄の職員手当739万6,000円の増額は、衆議院議員総選挙に係る時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当でございます。

以上で、承第3号、令和7年度下呂市一般会計補正予算（第15号）の説明を終わります。

3件について、御承認のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました承第1号から承第3号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、承第1号から承第3号までの3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第1号 専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第13号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第1号については承認することに決定いたしました。

承第2号 専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第14号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第2号については承認することに決定いたしました。

承第3号 専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第15号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第3号については承認することに決定いたしました。

◎諮第1号及び諮第2号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第7、諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第8、諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上2件を一括議題といたします。

諮第1号及び諮第2号について、提案理由の説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（小林 哲）

おはようございます。

議案書の29ページをお開きください。

諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

氏名、栃本幸子。年齢、64歳。住所は記載のとおりでございます。令和8年2月25日提出。

提案理由は、人権擁護委員 栃本幸子氏が、令和8年6月30日に任期満了となるためです。

続きまして、議案書の30ページをお願いします。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

氏名、二村尚彦。年齢、68歳。住所は記載のとおりでございます。令和8年2月25日提出。

提案理由でございます。人権擁護委員 二村尚彦氏が、令和8年6月30日に任期満了となるためです。

以上2件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました諮第1号及び諮第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第1号及び諮第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第1号については原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第2号については原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

◎同第1号から同第3号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第9、同第1号 下呂市特別名誉市民の称号を贈ることにつき同意を求めることについて、日程第10、同第2号 下呂市特別名誉市民の称号を贈ることにつき同意を求めることについて、日程第11、同第3号 下呂市農業委員会委員の任命について、以上3件を一括議題といたします。初めに、同第1号及び同第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大前栄樹）

おはようございます。

議案書31ページを御覧ください。

同第1号 下呂市特別名誉市民表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市特別名誉市民として表彰したいので、下呂市表彰条例第4条の規定により、議会の同意を求める。

住所、下呂市森の出身で静岡県浜松市。氏名、故鈴木修さん。年齢、享年94歳。主要経歴は、スズキ株式会社取締役会長でございます。令和8年2月25日提出。

提案理由は、下呂市表彰条例に規定する、その功績が卓絶で、市民が郷土の誇りとして等しく尊敬する本市に縁の深い者であると認めるためでございます。

経歴の詳細につきましては、次ページの功績調書に記載のとおりでございます。

続きまして、33ページを御覧ください。

同第2号 下呂市特別名誉市民表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市特別名誉市民として表彰したいので、下呂市表彰条例第4条の規定により、議会の同意を求める。

住所、下呂市萩原町羽根出身で東京都。氏名、故熊崎勝彦様。年齢、享年80歳。主要経歴は、最高検事長検事、一般社団法人日本野球機構コミッショナーでございます。令和8年2月25日提出。

提案理由は、下呂市表彰条例に規定する、その功績が卓絶で、市民が郷土の誇りとして等しく尊敬する本市に縁の深い者であると認めるためでございます。

経歴の詳細につきましては、次ページの功績調書に記載のとおりでございます。

説明は以上です。同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

同第2号の故熊崎勝彦様の主要経歴は、最高検察庁検事でございます。訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（中島達也議員）

次に、同第3号について、提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（青木秀史）

おはようございます。

議案書35ページをお開きください。

同第3号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、奥田重喜。年齢、57歳。住所は記載のとおりでございます。令和8年2月25日提出。

提案理由です。農業委員会委員 嶋田浩氏の辞任に伴い、その後任として任命するもの。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第1号から同第3号までの3件については、開議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、同第1号から同第3号までの3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

同第1号 下呂市特別名誉市民の称号を贈ることにつき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よつて、同第1号については同意することに決定いたしました。

同第2号 下呂市特別名誉市民の称号を贈ることにつき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よつて、同第2号については同意することに決定いたしました。

同第3号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よつて、同第3号については同意することに決定いたしました。

◎議第1号から議第6号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第12、議第1号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第2号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第3号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第4号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第5号

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第6号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、以上6件を一括議題といたします。

初めに、議第1号から議第5号までの5件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大前栄樹）

議案書36ページを御覧ください。

議第1号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。提案理由です。令和7年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本市職員及び任期付職員の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては条例要綱にて説明いたしますので、69ページを御覧ください。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由につきましては、提案理由と同じですので省略させていただきます。

2. 概要です。(1)下呂市職員の給与に関する条例の一部改正の第1条では、令和7年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、職員手当等を見直します。第13条の3、第16条、第23条関係です。

令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり、それぞれ0.025か月分引き上げます。第23条の4、第23条の7関係です。

初任給をはじめ若年層に重点を置き、各給料表を引き上げます。別表第1関係です。

(2)下呂市職員の給与に関する条例の一部改正の第2条では、令和8年6月期以降の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり、6月期をそれぞれ0.0125か月分引き上げ、12月期をそれぞれ0.0125か月分引き下げます。第23条の4、第23条の7関係です。

(3)下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正の第3条では、特定任期付職

員の令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり、それぞれ0.025か月分引き上げます。第9条関係です。

特定任期付職員の給与月額を引き上げます。別表関係です。

(4)下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正の第4条では、特定任期付職員の令和8年6月期以降の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり、6月期をそれぞれ0.0125か月分引き上げ、12月期をそれぞれ0.025か月分引き下げます。第9条関係です。

(5)この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条、第4条の規定は、令和8年4月1日から施行します。附則第1項関係です。

(6)下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正中、給料表の改定は、令和7年4月1日から適用します。附則第2項関係です。

(7)改正後の給与条例及び任期付職員条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例及び任期付職員条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例及び任期付職員条例の規定による給与の内払いとみなします。附則第3項関係です。

(8)この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。附則第4項関係です。

続きまして、72ページを御覧ください。

議第2号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。提案理由です。令和7年人事院勧告に準じて必要な見直し等を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては条例要綱にて説明いたしますので、77ページを御覧ください。

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由につきましては、提案理由と同じですので省略させていただきます。

2. 概要です。(1)この条例の一部改正の第1条では、月額報酬額の上限を引き上げます。第2条関係です。

12月期の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり、それぞれ0.025か月分引き上げます。第7条、第7条の2関係です。

(2)この条例の一部改正の第2条関係では、期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり、6月期をそれぞれ0.0125か月分引き上げ、12月期をそれぞれ0.0125か月分引き下げます。第7条、第7条の2関係です。

(3)この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。附則第1項関係です。

(4)改正後の下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の下呂市会計年度報酬等条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の下呂市会計年度報酬等条例の規定による給与の内払いとみなします。附則第2項関係です。

続きまして、79ページを御覧ください。

議第3号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。
上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。令和7年人事院勧告に準じて必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱にて説明いたしますので、87ページを御覧ください。

下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同じですので省略させていただきます。
2. 概要です。この条例の一部改正の第1条では、12月期の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり、それぞれ0.025か月分引き上げます。第16条、第19条関係です。

国の人事院勧告に準じて給料表を引き上げます。別表第1関係です。

(2)この条例の一部改正の第2条では、期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり、6月期をそれぞれ0.0125か月分引き上げ、12月期をそれぞれ0.0125か月分引き下げます。第16条、第19条関係です。

(3)この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。附則第1項関係です。

(4)改正後の下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の下呂市会計年度給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の下呂市会計年度給与条例の規定による給与の内払いとみなします。附則第2項関係です。

続きまして、89ページを御覧ください。

議第4号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。令和7年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率が改定されるに伴い、特別職の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱にて説明いたしますので、92ページを御覧ください。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同じですので省略させていただきます。
2. 概要です。(1)この条例の一部改正の第1条では、令和7年12月期の期末手当支給率を次表のとおり、0.05か月分引き上げます。第5条関係です。

(2)この条例の一部改正(第2条)では、令和8年6月期、12月期の期末手当支給率をそれぞれ2.325か月に改正します。第5条関係です。

(3)この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用します。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。附則第1項関係です。

(4)改正後の下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、改正前

の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払いとみなします。附則第2項関係です。

続きまして、94ページを御覧ください。

議第5号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。提案理由です。令和7年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては条例要綱にて説明いたしますので、97ページを御覧ください。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同じですので省略させていただきます。

2. 概要です。(1)この条例の一部改正の第1条では、12月期の期末手当支給率を次表のとおり、0.05か月分引き上げます。第5条関係です。

(2)この条例の一部改正(第2条)では、6月期、12月期の期末手当支給率をそれぞれ2.325か月に改定します。第5条関係です。

(3)この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用します。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。附則第1項関係です。

(4)改正後の下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に適用する場合には、改正前の議会議員報酬等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払いとみなします。附則第2項関係です。

説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長(中島達也議員)

次に、議第6号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長(田谷諭志)

議案書の99ページをお願いいたします。

議第6号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和7年度下呂市一般会計は次のとおり、令和7年度下呂市立金山病院事業会計へ繰り出しするものとする。

繰出額1億円。令和8年2月25日提出。

提案理由でございます。医業収益等の全ての収入を充てても不足する病院事業運営経費に対し、繰り出し基準を超えて繰り出しすることについて議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○議長(中島達也議員)

これより本6件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第1号から議第6号までの6件については、会期規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第1号から議第6号までの6件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本6件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本6件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第1号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

議第2号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第3号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議第4号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第5号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

◎議第7号から議第18号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第18、議第7号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第16号）、日程第19、議第8号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、日程第20、議第9号 令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、日程第21、議第10号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、日程第22、議第11号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、日程第23、議第12号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第6号）、日程第24、議第13号 令和7年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、日程第25、議第14号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、日程第26、議第15号 令和7年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第27、議第16号 令和7年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、日程第28、議第17号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、日程第29、議第18号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）、以上12件を一括議題といたします。

議第7号から議第18号までの12件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま一括上程されました議第7号から議第18号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を見据え、事業費及び事務費の執行見込みの精査並びに財源の確定に伴う歳入歳出の増減補正を基本として編成したものでございます。

財政運営面では、一般会計歳入において、市税や国の各種交付金の収納見込みによる増減補正、普通交付税の追加交付、ふるさと寄附金の増額等を反映するとともに、事務事業の減額補正を踏まえ、財政調整基金繰入額を減額しております。

歳出では、令和7年度人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費の増額を計上するとともに、

その他の補正として、人口減少対策と子育て支援では、出産祝い金や結婚新生活支援事業補助金の増額、教育分野では、中学生姉妹都市交流事業の補助額引上げ及び小・中学校への防災マットの配備、医療・福祉分野では、障がい者自立支援給付費の増額や認知症グループホーム備品整備への支援、金山病院への運営支援繰出金の計上を行っております。

また、事業の進捗に伴い年度をまたぐ必要が生じたものについて、繰越明許費及び債務負担行為の補正を計上しております。

なお、特別会計及び公営企業会計につきましても、人件費補正のほか、年度末の執行見込みを踏まえた歳入歳出補正を計上しております。

詳細につきましては、各担当部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中島達也議員）

次に、議第7号について、詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議第7号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第16号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の3ページを御覧ください。

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億2,165万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255億7,646万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加、変更は、第2表 繰越明許費補正によります。

第3条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加、変更は、第3表 債務負担行為補正によります。

第4条は地方債の補正で、地方債の変更は、第4表 地方債補正によるものでございます。令和8年2月25日提出。

4ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

まずは、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

1款市税は5,345万4,000円の増額、2款地方譲与税は1,000万円の減額、4款配当割交付金は600万円の増額、5款株式等譲渡所得割交付金は1,200万円の増額、6款法人事業税交付金は600万円の増額、7款地方消費税交付金は6,200万円の増額。

5ページに移っていただきまして、9款環境性能割交付金は300万円の減額、11款地方交付税は3億731万6,000円の増額、13款分担金及び負担金は1,598万6,000円の減額、14款使用料及び手

数料は1,180万円の減額、15款国庫支出金は6,843万7,000円の増額、16款県支出金は1億2,479万9,000円の減額、17款財産収入は2,891万6,000円の増額。

6ページに移っていただきまして、18款寄附金は7億1,277万3,000円の増額、19款繰入金は2億1,180万3,000円の減額、21款諸収入は7,244万9,000円の減額、22款市債は8,710万円の減額を計上させていただいております。

次に、7ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の主なものについてでございます。

2款総務費は7億1,257万2,000円の増額、3款民生費は9,599万1,000円の増額、4款衛生費は1億3,019万7,000円の増額、6款農林水産業費は1億4,753万6,000円の減額。

8ページに移っていただきまして、7款商工費は879万9,000円の増額、8款土木費は8,723万2,000円の減額、9款消防費は6,257万4,000円の増額、10款教育費は5,109万6,000円の減額、11款災害復旧費は978万円の減額。

9ページをお願いいたします。

14款予備費は680万4,000円を計上いたしました。

続いて、10ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

追加は、年度内の完了が見込めない15の事業で、繰越限度額、事業名は記載のとおりでございます。

繰越しの理由は、年度を超えた実施期間の設定が必要なものや、各種調整等に不測の期間を要することなどにより年度内の完成が見込めなくなったものでございます。

次に、11ページに移っていただきまして、変更は3事業で、繰越額の変更は記載のとおりです。変更の理由は、事業箇所が追加となったことなどによる増額変更となります。

12ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

追加するものは、指定管理期間の残期間に係る指定管理料の増額が1事業、令和7年度中から事務を進める必要がある事業として、岐阜大学寄附講座寄附金が3事業、変更は同じく岐阜大学寄附講座寄附金で、講座名を明確にする変更となります。

13ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正の変更でございます。

農林水産業債から災害復旧債までの11事業について、市債の発行抑制及びそれぞれの事業費や財源の確定に伴い借入れ限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は従前のとおりでございます。

14ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、省略をさせていただきます。

少し飛びますが、117ページをお願いいたします。

給与費明細書により人件費補正の内容を御説明いたします。

特別職の給与費明細書です。

表の比較欄を御覧ください。

比較欄、下段のその他の特別職の報酬額17万1,000円の増額は、決算見込みによる増額です。

また、同じく比較欄の上段の長等、中段の議員、下段のその他の特別職の期末手当につきましては、それぞれ8万9,000円、24万9,000円、3万5,000円の増額で、これは年間0.05月分引き上げられたことによるものでございます。

118ページをお願いします。

一般職の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

給料は6,175万9,000円の増額、手当は1,929万7,000円の増額、共済費は608万4,000円の増額で、給与改定及び決算見込みによるものでございます。

職員手当の内訳については、下表のとおりでございます。

続いて、119ページをお願いいたします。

給料及び職員手当の増減額の明細です。

給料6,175万9,000円の増額は人事院勧告を踏まえた給与改定に伴うもので、職員手当1,929万7,000円の増額は制度改正に伴う増減分として、期末・勤勉手当の支給率をそれぞれ0.025月分引き上げ2,788万2,000円の増額、その他の増減分として、休日勤務手当など858万5,000円の減額でございます。

120ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

報酬356万9,000円の減額、給料560万5,000円の増額、職員手当486万円の減額、社会保険料177万2,000円の減額、共済費71万9,000円の減額は、事業費の確定や異動に係る組替えによる増減でございます。

122ページをお願いします。

債務負担行為の調書でございます。

先ほど説明をいたしました、5業務に係る限度額と令和8年度以降の支出予定額とその財源をお示ししております。

123ページをお願いします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和7年度末の残高見込額で210億2,684万2,000円となる見込みでございます。

以上で、令和7年度下呂市一般会計補正予算（第16号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第8号及び議第9号について、詳細説明を求めます。

市民保健部次長。

○市民保健部次長（熊崎賀代子）

補正予算書の124ページを御覧ください。

議第8号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）の詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ572万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,573万5,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和8年2月25日提出。

125ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主なものとして、6款県支出金1,528万5,000円の増額、9款繰入金1,319万円の減額、11款諸収入422万7,000円の増額を計上いたしました。

126ページに移っていただき、歳出でございます。

主なものとして、2款保険給付費215万2,000円の増額、7款諸支出金202万1,000円の増額を計上いたしました。

127ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

138ページを御覧ください。

一般職の給与費明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

給与費と共済費合わせて32万3,000円を増額計上いたしました。

職員手当の内訳は下表のとおりでございます。

140ページを御覧ください。

会計年度任用職員の給与費明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

給与費7万8,000円を増額計上しました。

以上が議第8号の説明となります。

引き続き142ページを御覧ください。

議第9号 令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,069万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,203万7,000円とするものです。款項の

区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和8年2月25日提出。

143ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正、上段の歳入でございます。

主なものとして、4款繰入金1,270万4,000円の減額、6款諸収入200万7,000円の増額です。

下段は歳出で、2款後期高齢者医療広域連合納付金1,069万7,000円の減額計上をいたしました。

144ページからは歳入歳出予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、議第9号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第10号及び議第11号について、詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小澤和博）

補正予算書の148ページを御覧ください。

議第10号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）の詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ982万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,756万6,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和8年2月25日提出。

149ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

1款サービス収入は1,544万2,000円の増額、6款繰入金は561万3,000円を減額計上しました。

150ページに移っていただき、歳出でございます。

1款総務費は235万円の増額、2款サービス事業費は747万9,000円を増額計上しました。

151ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

161ページを御覧ください。

一般職の給与費明細書です。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

給料は472万7,000円の増額、職員手当は264万1,000円の増額、共済費は30万9,000円を増額するものです。

職員手当の内訳は下の表のとおりです。

163ページを御覧ください。

会計年度任用職員の給与費明細書です。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

職員数は2名の減員、報酬は379万円の増額、給料は422万8,000円の減額、職員手当は89万7,000円の減額、共済費は4万8,000円を増額するもので、職員手当の内訳は下の表のとおりです。以上が議第10号の説明となります。

引き続き165ページを御覧ください。

議第11号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）の詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,304万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億771万3,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和8年2月25日提出。

166ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

4款国庫支出金は5,620万9,000円の増額、5款支払基金交付金は834万5,000円の減額、6款県支出金は1,318万7,000円の増額、8款財産収入は129万3,000円の増額、10款繰入金は1,069万8,000円を増額計上しました。

167ページに移っていただき、歳出でございます。

1款総務費は421万円の増額、2款保険給付費は6,406万9,000円の増額、5款地域支援事業費は121万9,000円の増額、7款基金積立金は129万3,000円の増額、10款予備費は225万1,000円を増額計上しました。

168ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

182ページを御覧ください。

特別職の給与費明細書です。

報酬の15万6,000円の増額は、介護保険認定審査会委員報酬の不足分を補正するものです。

183ページに移っていただき、一般職の給与費明細書です。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

給料は156万9,000円の増額、職員手当は90万9,000円の増額、共済費は14万6,000円を増額するものです。

職員手当の内訳は下の表のとおりです。

185ページに移っていただき、会計年度任用職員の給与費明細書です。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

報酬は54万2,000円の増額、職員手当は2万3,000円の増額、共済費は1万2,000円を増額するもので、職員手当の内訳は下の表のとおりです。

以上で、議第11号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第12号について、詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

187ページを御覧ください。

議第12号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第6号）の詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ345万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,676万5,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和8年2月25日提出。

188ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主なものとして、1款診療収入170万円の増額、7款繰入金134万6,000円の増額計上をいたしました。

189ページに移っていただき、歳出でございます。

主なものとして、2款医業費265万1,000円の増額計上をいたしました。

190ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

198ページを御覧ください。

一般職の給与費明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

給与費、共済費等合わせて229万5,000円を増額計上いたしました。

職員手当の内訳は下の表のとおりです。

200ページに移っていただき、会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

給与費、社会保険料、共済費等合わせて53万8,000円を減額計上いたしました。

職員手当の内訳は下の表のとおりです。

以上で、議第12号の詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第13号について、詳細説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（小林 哲）

補正予算書202ページを御覧ください。

議第13号 令和7年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ19万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ542万4,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表歳入歳出予算補正によります。令和8年2月25日提出。

203ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

1款財産収入19万円の増額を計上いたしました。

下段の歳出でございます。

1款総務費59万9,000円の増額と、2款財産管理費40万9,000円の減額計上をいたしました。

204ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

208ページは財産区管理員の給与明細書でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第14号について、詳細説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山中明美）

補正予算書209ページを御覧ください。

議第14号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ630万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳出それぞれ1億5,407万円とするものです。款項の区分及び金額等につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和8年2月25日提出。

210ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

上段の歳入は、1款繰入金181万3,000円の減額、3款諸収入449万6,000円の減額、下段の歳出は、1款学校給食費630万9,000円を減額するものでございます。

211ページ以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

議第14号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第15号及び議第16号について、詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（今村正直）

それでは、補正予算書215ページを御覧ください。

議第15号 令和7年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和7年度下呂市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用は475万5,000円を減額し、13億4,774万6,000円とするものです。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,738万2,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金8,016万2,000円及び消費税資本的収支調整額7,722万円で補填するものとする」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,770万2,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金8,137万2,000円及び消費税資本的収支調整額7,633万円で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入は1,011万円を減額し、9億8,666万5,000円とする。

第1款資本的支出は979万円を減額し、11億4,436万7,000円とするものです。

216ページを御覧ください。

第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費を488万5,000円減額し、5,694万4,000円とするものです。令和8年2月25日提出。
続いて、議第16号について説明します。

227ページを御覧ください。

議第16号 令和7年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和7年度下呂市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業費用は40万円を減額し、17億7,335万6,000円とするものです。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「2,469万7,000円」を「2,266万1,000円」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入は19万4,000円を減額し、10億895万7,000円とする。

第1款資本的支出は223万円を減額し、10億3,161万8,000円とするものです。

第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費を38万2,000円減額し、2,812万円とするものです。令和8年2月25日提出。

以上で、議第15号及び議第16号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島達也議員）

次に、議第17号について、詳細説明を求めます。

観光商工部次長。

○観光商工部次長（熊崎一彦）

補正予算書239ページを御覧ください。

議第17号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）です。

第1条、令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(1)年間入場者数18万4,000人、(2)1日平均入場者数504人、(3)利用収益1億3,893万5,000円、(4)販売収益1億4,923万6,000円とします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款第1項営業収益を1,477万円増額し、2億8,838万1,000円、第2項営業外収益を8万9,000円減額し、217万6,000円とします。

支出について、第1款第1項営業費用を1,299万1,000円増額し、2億7,704万3,000円、第2項営業外費用を189万5,000円増額し、875万1,000円とします。

240ページをお開きください。

第4条、予算第4条本文括弧書き中「資本的支出額に対して不足する額5,815万4,000円は、過年度分損益勘定留保金5,286万8,000円及び消費税資本的収支調整額528万6,000円」を「資本的支出額に対し不足する額3,220万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,765万円及び消費税資本的収支調整額455万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

収入、第1款第1項国庫補助金を1,793万8,000円増額します。

支出について、第1款第1項建設改良費を800万8,000円減額し、5,014万6,000円とします。

第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めます。

(1)職員給与費を456万6,000円増額し、1億485万円とします。令和8年2月25日提出。

次ページからは補正予算実施計画、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、補正予算実施計画明細書などでございますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第18号について、詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（亀山嘉人）

補正予算書255ページを御覧ください。

議第18号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和7年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度下呂市立金山病院事業会計予算（以下「予算」という）第2条に定めた業

務量の予定量を次のとおり改める。

(2)年間患者数の入院を3,650人の減で8,395人に、(3)1日平均患者数の入院を10人減の23人に改めます。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益は1,672万7,000円を減額し、11億4,859万8,000円にするものです。令和8年2月25日提出。

256ページ以降には補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表などを添付しております。

以上で、議第18号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第7号から議第18号までの12件については、会議システムで配付してあります付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。再開は館内放送にてお知らせします。

午前11時04分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（中島達也議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでおわびと訂正をさせていただきます。

本日の午前中の審議におきまして、議案同第1号及び同第2号を上程した際、私は議案名称を下呂市特別名誉市民の称号を贈ることにつき同意を求めることについてと宣告いたしました。しかし、正しくは下呂市特別名誉市民表彰につき同意を求めることについてであります。誤った名称により宣告を行いましたことをおわび申し上げ、訂正させていただきます。

なお、提案理由の説明以降は、正規の議案名称に基づき審議が進められております。したがって、本件に対する採決の結果は有効であると判断をいたします。何とぞ御了承ください。今後十分注意をしております。

追加日程がございますので、会議システムで配付をいたします。

[追加日程配付]

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております議事日程（第1号の追加1）追加日程第1、報第1号 委員長報告を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議事日程（第1号の追加1）、報第1号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎報第1号について

○議長（中島達也議員）

追加日程第1、報第1号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第18、議第7号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第16号）、日程第19、議第8号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、日程第20、議第9号 令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、日程第21、議第10号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、日程第22、議第11号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、日程第23、議第12号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第6号）、日程第24、議第13号 令和7年度下呂市財産区特別会計補正予算（第2号）、日程第25、議第14号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、日程第26、議第15号 令和7年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第27、議第16号 令和7年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、日程第28、議第17号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、日程第29、議第18号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）、以上12件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会、田口委員長。

○予算決算常任委員長（田口琢弥議員）

委員長報告を申し上げます。

本日午前11時15分から、下呂庁舎3-1会議室において、委員全員と議長、執行部からは市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、予算決算常任委員会を開催し、令和8年第1回下呂市議会定例会において審査を付託されました議第7号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第16号）から議第18号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）までの12会計の補正予算について審査いたしました。

今回の補正につきましては、全会計合わせて7億8,658万9,000円を増額するもので、その内容は、事業費、事務費の実績見込み及び財源の確保に伴い、年度末における予算の過不足を整理することを基本としたものであります。

委員会での審査状況の一部を紹介させていただきます。

最初に、不採算地域における訪問介護事業所への支援についてです。

不採算なサービス提供を行っている訪問介護事業所を支援するための補助金について、当初見込みを上回ったことから、増額補正予算が民生費に計上されていきました。

委員からは、訪問介護ニーズの動向と施設系サービスのバランスを含め、今後の介護サービス提供体制における課題について質疑があり、それに対し執行部からは、家庭内での介護力低下から施設入所傾向が強まるとともに、在宅介護サービス利用者の介護度の軽度化などから、訪問介護サービスの利用者は減少傾向となっているが、訪問介護サービスは住み慣れた地域で生活続けるための生活インフラとして不可欠である。このため、広大な市域による移動の非効率などの課題に対し、移動距離に応じた支援などを行うことで、事業所の撤退防止と地域間の介護格差解消を図りたいとの答弁がありました。

また、施設系サービスのバランスについては、施設を単なる入所場所とせず、訪問やショートステイの拠点として多機能化させ、在宅生活をバックアップする体制の構築が重要であると考えたとの考えが示されました。

次に、小・中学校への防災マットの配備についてです。

市内小・中学校の児童・生徒が避難する際の生活環境改善を目的とし、防災マットを新たに購入、配備するための補正予算が消防費に計上されました。

委員からは、導入される防災マットの形状や想定される使用方法、保管場所、配備完了の時期並びに多岐にわたる防災資機材の中から今回防災マットの導入を優先した背景と経緯について質疑があり、これに対して執行部からは、導入するマットは1辺35センチのクッション形状で、ふだんは児童・生徒の椅子の座布団として活用し、災害時にはこれを12枚連結させることでマットとして転用するものであるとの説明があり、また導入の経緯については、日常使いを前提とすることで、防災倉庫などの収納スペースを新たに確保する必要がないという利点に加え、国の地域未来交付金の対象事業になることから、財源を有効に活用して防災力の強化を図るため、今回の補正予算に計上するものに至ったものであり、交付決定後には速やかに配備に向けて進めていきたいとの答弁がありました。

次に、金山病院の収益減少の対応についてです。

市立金山病院事業会計において、入院収益の減少に伴い一般会計からの繰入金を増額する補正予算が計上されていました。

委員からは、一般会計からの繰入金と運転資金としての企業債収入を合わせると、実質的な収支不足は約4億6,700万円以上に上り、赤字構造が常態化している。現状への認識と今後の収支改善の見通しはいかかとの質疑があり、これに対し執行部からは、病棟の一部削減に伴う入院収益の減少に加え、人口減少や看護師不足、さらには人件費や物価高騰の影響もあり、経営は依然として極めて厳しい。現在は病院運営の強化を最優先課題として、新院長の下、市民に信頼される病院経営の実現に向けた抜本的な改革と持続可能な地域医療体制の構築に全力を注いでいくとの答弁がありました。

こうした審査を経て採決に臨み、議第7号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第16号）から議第18号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）までの12会計の補正予算議案全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算常任委員会における審査結果について報告を終わります。

◎議第7号から議第18号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第7号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第16号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第8号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第9号 令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第10号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第11号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第12号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第6号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第13号 令和7年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第14号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第15号 令和7年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第16号 令和7年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第17号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第18号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎市長施政方針説明

○議長（中島達也議員）

日程第30、市長施政方針説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

令和8年第1回下呂市議会定例会が開催されるに当たり、本日提案いたしました当初予算案をはじめ、各議案の御審議をお願いいたしますとともに、令和8年度の市政運営の基本方針について御説明を申し上げます。

令和8年度は、昨年度よりスタートした第三次総合計画2年目の年であります。本計画に掲げた将来像である「ぬくもり つながり わくわく下呂市」の実現に向け、計画初年度である令和7年度に着手した具体的な施策を軌道に乗せていく必要があります。

この計画を推進するに当たっては、市民の皆様一人一人が計画に関心を持ち、各自が考え、主体的にふるさとづくりに参加していただくことが重要となります。

そこで昨年は、市長と語る会など、市民との対話集会を31回開催するなど、より市民の声がまちづくりに反映されるようにしてまいりました。

今年度も、市民との対話の機会をより多くつくることにより、市民が自らの手でまちづくりに参画し、下呂市に対する自信と誇り、いわゆるシビックプライドを醸成し、誰もが心豊かに、安心して暮らせるウェルビーイングなまちづくりへとつなげてまいります。

まずは、まちづくりの基本構想と最重要施策について申し上げます。

かねてより繰り返し申し上げますが、本市が直面する最大の課題は人口減少であります。本市の人口は、平成16年の合併時の約4万人から現在は3万人を割り込み、このまま推移すれば、第三次総合計画の最終年次である令和22年には、約1万9,000人にまで減少すると推計されております。

この人口減少は、単に人口規模の縮小にとどまらず、高齢化率のさらなる上昇が見込まれる中での社会保障費の増大、生産年齢人口の減少による地域経済の担い手不足と消費の縮小、地域コミュニティの維持機能の低下と活力低下、そして将来的には市税収入の減少による必要な行政サービスの質の低下といった様々な負の連鎖を引き起こしかねません。

これら複雑に絡み合う複合的な課題に対応し、下呂市の持続可能な未来を切り開くため、令和8年度も引き続き、第三次総合計画の理念を支えるSDGs、つまりまちの将来像の実現に向けた基本目標を基本構想の柱としつつ、GX（グリーントランスフォーメーション）とDX（デジタルトランスフォーメーション）を加味しながら、強力に推進することにより次世代への投資と時代に即した基盤整備を行ってまいります。

これらは、本市の持続可能な発展を実現するための具体的な行動指針であり、全ての施策にこれらの視点を取り込み、実効性のあるものとしていきます。

令和8年度の最重要施策としては、出生から大学まで一貫した子育て・教育支援の深化に取り組むことや、小学校給食費の完全無償化、中学生への新生活応援給付金の創設など、どのライフステージにおいても誰もが一律に支援を受けられる制度を構築し、子育て世代への支援を強力に

推進します。

また、市民の生活環境と交流を支えるインフラの進化として、JR下呂駅周辺の再整備、あさぎりサニーランドの移転新築、温泉街の街歩き起点整備といった主要プロジェクトを推進し、これらのインフラ整備の枠組みにおいて、生活利便性を高めるとともに、交流人口・関係人口を呼び込むための確かなまちの形を整えてまいります。

そして、これら全ての取組の土台となるのが、徹底した行財政改革です。

人口減少により市税や地方交付税などの一般財源が大幅に減少していくことは明白であり、将来を見据えた持続可能な行政規模への転換は、私たちが成し遂げるべき最大の課題です。

この難局を乗り越えるため、行政DXを積極的に導入しながら、人件費や交際費、施設維持管理費といった固定的経費の抑制に一段と踏み込むとともに、公共施設の統廃合や事務事業の精査、受益者負担の適正化など、健全な財政体制への移行を目指し、その進捗についても、財政の見える化を徹底してまいります。

以下、第三次総合計画の基本目標に沿って、令和8年度の主要8分野の取組について、その具体的な内容を申し上げます。

1つは、健康・福祉の充実についてです。

安心して出産や医療を受けられる体制の構築は市政の最優先課題の一つであります。本市の地理的状况に鑑み、市民の皆様の命と健康を守り抜くため、医療・福祉体制の再構築に全力で当たります。

まず、地域医療におきましては、県立下呂温泉病院を核として市立金山病院、小坂・中原・馬瀬の各診療所がこれまで以上に緊密に連携を図り、地域全体の医療提供体制の最適化を目指すことにより、市民の皆様が安心して暮らせる体制を確立してまいります。

医療人材の確保につきましては、岐阜大学との連携をさらに深化させ、本市の地域医療を支える医師の安定的な確保に努めるほか、飛騨地域においても高度な医療を受けられるよう、同地域の医療機関と行政が連携を強化し、取り組んでまいります。

また、市立金山病院については、昨年12月に就任した安村新院長の下、この地域で安心して暮らし続けたいとの市民の思いをかなえるべく、間口は広く敷居は低く、自ら発信し自ら動いて地域をつくる病院を目指して病院内の改革を推し進めます。また、地域の医療ニーズの変化や厳しい経営状況を考慮しながら、今後あるべき病院規模や機能を模索してまいります。

妊娠期から産後の支援につきましては、市内での分娩がかなわず、遠方の病院を利用せざるを得ない現状に鑑みて、分娩当日の交通費や、遠方での入院に備えた宿泊費の補助を新たに創設します。さらに、お母さんの心身のケアのために妊娠期の助産師訪問や産後ケア事業を全ての母子へと拡大し、助産師等による宿泊、日帰り、訪問型のケアを実施します。それにより妊娠期から産後の切れ目ない支援を充実させます。

さらには、5歳児健診を新設し、就学前のお子さんの健康の保持増進を図ってまいります。

一方、社会全体での健康づくりにも重点を置き、減塩運動やクアオルト健康ウォーキングの普

及などにも引き続き取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、老朽化が著しく防災面でも課題を抱えるあさぎりサニーランドの移転新築に向け、基本計画及び民間活力の導入の可能性を検討するための経費を計上しております。

また、介護保険特別会計において、新たに訪問介護事業所の訪問やデイサービス事業者の送迎への移動距離に応じた支援を創設し、中山間地特有の移動コスト負担の軽減を図り、サービスの確保に努めます。

子育て支援に関しては、新たに中学校新生活応援給付金を創設し、中学生1年生に1人当たり3万円を支給いたします。制服や学用品の購入など、出費が重なる中学校入学時における経済的負担を軽減し、お子様の新たな門出を力強く応援してまいります。

加えて、高校生等の通学定期券の費用補助を拡充し、市内の通学は年4万円の自己負担を3万円に、市外は8万円から6万円にそれぞれ引き下げます。

さらには、保護者の就労状況を問わず利用できることも誰でも通園制度を市内3か所のこども園で開始し、集団生活を通じた子供の健やかな成長を促すと同時に、育児に関わる保護者の皆様の負担軽減を図ってまいります。

2つ目は、自然・環境の継承です。

令和6年のゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けたGXの取組を一層加速させる必要があります。市の面積の実に9割を占める森林という最大の財産を生かし、下呂市森林づくり基本計画にあるとおり長期的かつ広域的視点から持続可能な森林づくりを進めます。

森林環境譲与税を最大限に活用し、適切な間伐や路網整備を通じて森を守り育て、木材利用、例えば住宅や公共施設への利用、エネルギー利用などを促進することが、二酸化炭素吸収源対策としての地球温暖化防止への貢献のみならず、本市の基幹産業である林業の振興、さらには水源涵養や土砂災害防止といった国土保全機能の向上にもつながります。

そのほか、公共施設への太陽光発電設備の導入計画策定やLED化などの省エネルギー化の推進、公用車への電気自動車の導入、市民、事業者への省エネ・再エネ導入に関する情報提供や補助制度の検討などを通じ、地域全体での脱炭素化を図ってまいります。

これは、環境負荷の低減だけではなく、エネルギーコストの削減や、再生可能エネルギー関連の新たな産業創出にもつながる重要な取組であり、経済成長との両立を目指してまいります。新年度も家庭用LED照明器具への買換え費用を最大1万円まで補助する制度を継続し、市民の皆様の省エネ行動を後押ししてまいります。

また、岐阜県が進めている山林や堆肥を活用したクリーンエネルギー供給に関し、県がその推進のために開催しているバイオコークスの普及に係る研究会に引き続き参加するとともに、市内バイオコークス事業者の伴走支援を進めるなど地域における循環型社会の実現を目指してまいります。

3つ目は、教育・文化についてです。

まず、小学校給食費の完全無償化とするなど、小・中学生の学校給食費への支援に加え、新小学1年生へのランドセル無償配付を継続し、保護者の皆さんの教育における経済的負担を軽減します。

また、猛暑から子供たちの健康を守るため、金山小学校、下呂小学校、竹原小学校の各特別教室の空調設備工事を行います。

さらに、屋内運動場への空調設備の設置を順次進めるため、令和8年度は小坂小学校、下呂中学校、萩原南中学校の設計に着手いたします。

そのほか、萩原小学校屋内運動場のLED化への改修や下呂中学校のスクールバスの新規購入なども実施してまいります。

次に、新規事業として下呂市みらい奨学金制度を創設いたします。これは、大学などへの進学に伴う奨学金の利息を在学中と卒業後で最大8年間、市が負担するという市独自の奨学金事業であり、加えて、卒業後のUターンや市内事業所への就職を促進する奨学金返還時の支援も行っております。

文化面につきましては、本年9月から11月までの間、下呂市国際芸術祭「下呂Art Discovery2026」を開催いたします。今回は、南飛騨健康増進センターに加え、下呂温泉街、飛騨萩原宿、旧湯屋小学校などを舞台に、芸術を通じて感性を育み、地域への誇りを醸成する環境を整えることで、未来の下呂市を支える力を育みます。

また、市内各地域の歴史や文化にスポットを当て、文化財保護や文化・芸能活動の振興への支援を強化します。そのほか、スポーツ施設の区分と中核施設の長寿命化及び競技環境の向上、高地トレーニングエリアの魅力向上にも努めてまいります。

4つ目は、地域づくりと移住促進についてです。

人口減少社会においては、行政サービスだけでは地域の全てを支え切れなくなることが想定され、住民同士の共助が大切です。

引き続き、自治会活動を支援してまいります。見直しの必要な地域では、その核となる地域運営組織の設立を支援します。

住民が主体となった地域課題解決を後押しするため、伴走支援する集落支援員の配置や活動助成金を交付し、地域の自主的な活動を財源、体制の両面から支援してまいります。

また、増加傾向にある外国籍の方々が市内で快適に暮らしていただけるよう、生活支援や相互交流、相互理解の促進に向けた支援体制の構築を進めてまいります。

移住定住の促進については、新たに移住体験ツアーを実施するほか、Uターン者を支援するおかえり奨励金や住宅購入費、家賃への助成を拡充し、若者世代が住みたいと思える環境を整えます。

5つ目は、防災・防犯についてです。

市民の皆様の命と健康、財産を守り抜くために、災害時の情報伝達体制を強化してまいります。

防災行政無線に関しては、現在のアナログ方式による情報伝達機能からデジタル方式のスマートフォンを活用した防災アプリによる伝達方法への移行を検討しているところであり、時代に即した確実な情報伝達の基盤を整備してまいります。

現場の備えとしては、熱中症対策として避難所への移動式エアコンを整備するほか、地域の小規模集会所のエアコン設置に対しての助成、御嶽山噴火等の災害に備えた無線設備や救助用備品の拡充を行うとともに、登山道における放送設備の機能強化に向けた取組を進めてまいります。

6つ目は、基盤整備の推進についてです。

市民や観光客の皆様の安全・安心と利便性向上のため、基幹道路である国道41号の屏風岩改良や門原防災の早期完成、三原防災の新規事業化、リニア中央新幹線開業を視野に入れた濃飛横断自動車道の早期実現や市内幹線道路の改良などを国や岐阜県に対して引き続き強力に要望してまいります。

さらに、道路・橋梁の長寿命化補修や各地区からの要望に基づく道路・河川維持についてもスピード感を持って適切に対応してまいります。

また、社会問題化しつつある空き家対策として、空き家の実態調査とその管理、活用方法、さらには処分しやすい仕組みの構築に取り組んでまいります。

快適な都市空間の整備につきましては、令和16年度の新下呂駅舎供用開始に向け、にぎわいの創出と移動の利便性向上を目指した基本計画を策定します。

公共交通では、利用者が減少し非効率となっている既存の大型バスから、予約に応じて送迎するデマンドバスへの転換をさらに加速させ、竹原地域などへの導入拡大を検討してまいります。

上下水道事業につきましては、上水道事業の基幹となる東上田地内の施設の耐震化に取り組みます。また、下水道事業については経営の健全化を図りつつ、将来にわたりサービスを維持するのに必要な施設の耐震化や更新費用に係る資金を賄うため、使用料金の改定を実施いたします。

7つ目は、持続可能な行財政運営についてです。

デジタル技術の急速な進展は、私たちの暮らしや社会の在り方を大きく変えつつあります。この変化を的確に捉え、行政サービスに取り入れていくことが不可欠です。

市役所に行かなくてもオンラインで各種申請や届出、相談などが完結するスマート窓口の実現や、市公式アプリ、LINE、SNSなど多様な媒体を通じて必要な情報を必要な人に届ける迅速かつ分かりやすいプッシュ型の情報発信の強化に努めてまいります。

同時に、行政内部の業務プロセスの抜本的な見直しによる効率化、AIなどの技術を活用したデータに基づく政策立案能力の向上なども進めてまいります。

また、持続可能な行財政運営を行うために、義務的・固定的経費の削減を計画的に実行してまいります。電子決裁文書管理システムを導入し、事務の迅速化とペーパーレス化を推進します。

施設の適正化では、市民1人当たりの施設面積が他自治体平均の2倍以上という現状を抜本的に見直し、施設の廃止や解体、移転、再編などを計画的に進めていきます。

また、市民生活に不可欠な公共サービスを将来にわたって安定的に継続するため、浄郷苑の基

幹的設備の改良など公共施設の適正化を計画的に実施してまいります。

8つ目は、産業経済の振興についてです。

農林水産業につきましては、令和8年度末のオーガニックビレッジ宣言に向けた計画を策定し、食の安全・安心という付加価値を高めます。

畜産業では、令和9年8月に開催予定の全国和牛能力共進会北海道大会に向け、出品を目指す取組活動を行う市内の畜産農家を支援します。

水産業では、清流めぐり利き鮎会において、令和7年度竹原川が準グランプリとなりました。また、過去には馬瀬川と小坂川がグランプリを受賞するなど高い評価を得ており、地元のアユを下呂市の特産品として市内外にPRする活動などを支援してまいります。

林業では、森林環境譲与税を活用し、森林整備などの各種事業を推進するとともに、新たな体験ツアーを実施し、市外から意欲ある担い手を呼び込みます。

観光振興では、新たな財源である宿泊税を活用し、観光客受入環境整備事業として下呂温泉街のサイン整備や金山岩陰遺跡の駐車場整備などを進めるほか、宿泊施設改修支援など観光客が快適かつ安全に観光を楽しめる環境を整えてまいります。

また、観光交流センター「湯めぐり館」は、令和8年度から市の直営とし、観光情報の発信・案内にとどまらず、特産品展示やふるさと納税のPR、移住定住の情報発信など、各部署が連携してまちの魅力を発信する拠点としての機能を強化いたします。

商工振興では、下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく本市経済の5年後のあるべき姿を描いた第1次振興基本計画をスタートさせます。この計画の下、稼ぐ力の向上、人材の確保・育成、地域内経済循環の促進を柱に掲げて、現場に寄り添う伴走型支援を強化してまいります。

以上、主要な事業についてその概要を申し上げます。

次に、組織再編について申し上げます。

令和8年度からは、SDGsやGXといった新たな政策課題への対応を強化し、環境行政と農林行政を一体的に推進するため、環境部と農林部を統合し農林環境部として再編いたします。

また、DXを全庁的に、より強力に推進するため、総務部の行革部門と、デジタル課のDX戦略及び情報政策部門を統合・強化し、総務部に総務デジタル課を設置し、デジタル変革の中核を担う体制を整備いたします。

そして、市の重要政策を全庁的な連携を図りながら推進するため、新たに総合政策部を設置します。従来の企画、まちづくり部門に加えて、人口減少対策・移住定住促進と地域の広域的な課題に対応する地域創生課と、多様な業界との連携を図りながら政策的に商工業振興、企業誘致、雇用促進などを推進する産業振興課を配置いたします。

また、市民生活部には税務課と市民サービス課に加え、空き家対策や耐震、市営住宅などを所管する住宅対策課を新設いたします。

さらに、本市の重要施策である観光振興と、これに密接な関係を有する文化振興、スポーツ振

興を一体的に推進するため、新たに観光文化スポーツ部を設置いたします。

また、市内公共インフラの計画的な整備更新、災害時の連携強化、技術系職員の育成等を図るため、建設部、上下水道部及び農林部のハード部門を統合し基盤整備部として再編いたします。

令和8年度におきましても、これらの新たな組織体制の下、部局間の連携を一層強化し、総合的かつ戦略的な政策推進を図ってまいります。

最後に、令和8年度予算編成について申し上げます。

令和8年度一般会計の当初予算は231億7,000万円で、前年度比6億2,000万円、2.7%の増となり、合併後6番目の規模となりました。本来、歳入減が予測される将来を見据えれば、予算規模を段階的に縮小させていくことが理想であります。しかしながら、令和8年度においては、市税や地方交付税といった一般財源の精査に加え、ふるさと寄附金などの財源確保に戦略的に取り組んでまいりました。こうして確保した貴重な財源を、子育て支援などの喫緊の地域課題や、重点施策の着実な遂行に充当し、市民生活の支援と本市の活性化を確かなものとするため、前年度を上回る予算規模を確保したものであります。

市の歳入の根幹をなす市税は、令和7年度と比べて2億597万円増額して計上しています。これは、昨年10月から導入した宿泊税による増収や徴収率向上による固定資産税の増収を見込んだものです。

また、地方交付税については、算定に用いる国勢調査人口に置き換えることによる減額を見込みつつ、市債の償還状況などを考慮し、過大な見積りとならないよう1億8,420万円の減額で計上しております。

不足する財源については、財政調整基金をはじめ、ふるさと寄附を原資としたふるさと応援基金からの繰入れや、地域振興・まちづくりのために積み立てた地域振興基金など、その他目的に沿った各種基金を最大限活用し、予算編成を行っています。

一方、市債の発行については、第三次総合計画に定めた上限額15億円の範囲内での計上とし、財政の健全化に配慮しながら必要な事業を推進する方針です。

今後も、基金や交付税措置に有利な市債の活用を通じた財源の確保に努めるとともに、大型事業に向けた計画的な基金積立てを進めることで、持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

以上、令和8年度の市政運営に関する基本方針と主要施策の概要を御説明申し上げましたが、こうした施策の推進に当たりましては、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力が必要不可欠と考えております。

下呂市が持つ可能性を最大限に引き出し、市民の皆様と共に、わくわくする下呂市を一丸となつてつくり上げてまいりますので、皆様の温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。令和8年度の施政方針の御説明とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議第19号から議第48号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第31、議第19号 財産の取得について、日程第32、議第20号 下呂市過疎地域持続的発展計画の策定について、日程第33、議第21号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について、日程第34、議第22号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第35、議第23号 下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例について、日程第36、議第24号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第25号

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第38、議第26号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第27号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、日程第40、議第28号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する条例について、日程第41、議第29号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について、日程第42、議第30号 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について、日程第43、議第31号 下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について、日程第44、議第32号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第45、議第33号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第46、議第34号 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例について、日程第47、議第35号 下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例について、日程第48、議第36号 下呂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、日程第49、議第37号

下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例について、日程第50、議第38号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、日程第51、議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第52、議第40号 下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例について、日程第53、議第41号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について、日程第54、議第42号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について、日程第55、議第43号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第56、議第44号 下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について、日程第57、議第45号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について、日程第58、議第46号 令和8年度下呂市水道事業会計への繰出について、日程第59、議第47号 令和8年度下呂市下水道事業会計への繰出について、日程第60、議第48号 令和8年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、以上30件を一括議題といたします。

初めに、議第19号及び議第20号の2件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議案書の100ページをお願いします。

議第19号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

1. 取得する財産、土地、別紙のとおりでございます。5万4,089.40平米。2. 取得価格、3億2,845万7,463円。3. 取得の相手方、岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号、岐阜県知事 江崎

禎英。取得理由です。将来にわたり持続可能な行政サービスを提供することを目的に、福祉サービスの拠点となる施設等の整備を行うためでございます。令和8年2月25日提出。

提案理由です。用地の取得に係る価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れに該当するためでございます。

続いて、議案書の108ページをお願いいたします。

議第20号 下呂市過疎地域持続的発展計画の策定について。

次のとおり下呂市過疎地域持続的発展計画を定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。令和8年2月25日提出。

提案理由です。下呂市過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和8年3月31日で満了となることに伴い、引き続き令和8年度から令和12年度までの計画を策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上となります。以上2件、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第21号から議第25号までの5件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大前栄樹）

議案書194ページを御覧ください。

議第21号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。

提案理由です。令和8年度組織再編等に伴い職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、198ページを御覧ください。

議第22号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。

提案理由です。火葬業務に従事する職員に火葬業務手当を支給するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、201ページを御覧ください。

議第23号 下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。

提案理由です。地方公務員法第29条の2第2項に基づき、条件付採用期間中の職員の分限に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものでございます。

続きまして、204ページを御覧ください。

議第24号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。市内各こども園で勤務する市保育士について、勤務条件等の総合的な見直しにより保育士にふさわしい勤務条件を設け、ひいては保育サービスの一段の向上を図ることを目的として市保育士の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、212ページを御覧ください。

議第25号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行されること及び令和8年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第26号から議第28号までの3件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議案書の241ページをお願いいたします。

議第26号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由でございます。市が設置する一般住宅の入居者資格について拡充を図り、移住施策に活用するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案書の244ページをお願いいたします。

議第27号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由でございます。下呂市介護保険基金の活用範囲を拡大するとともに、下呂市ふるさと基金を廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案書の248ページをお願いいたします。

議第28号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。
提案理由でございます。下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の利便性向上と効率的な運営を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願をいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第29号について、提案理由の説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（小林 哲）

議案書253ページをお願いいたします。

議第29号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。菅田公民館及び東公民館について、施設の老朽化に伴い廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島達也議員）

次に、議第30号から議第32号までの3件について、提案理由の説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

258ページを御覧ください。

議第30号 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。地域医療の継続的提供の実現に向け、市が設置する診療所を整理するため、当該条例の一部を改正するものです。

引き続き263ページを御覧ください。

議第31号 下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。持続可能な病院経営を目的に病院事業の診療科目及び病床数を見直すため、当該条例の一部を改正するものでございます。

引き続き266ページを御覧ください。

議第32号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、一定の要件を満たした者に対して支給する傷病手当金の支払い請求権が令和7年度中に時効により消滅し、当該傷病手当金の支給申請を行うことができなくなったため、当該条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○議長（中島達也議員）

次に、議第33号から議第40号までの8件について、提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小澤和博）

議案書の271ページを御覧ください。

議第33号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。市独自の構造的な課題を解決し、保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、所得税法等の一部改正に伴う介護保険料収入への影響を遮断するため、当該条例の一部を改正するものです。

引き続き議案書281ページを御覧ください。

議第34号 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。障がい者の相談及び就労支援を目的とする当該施設は、相談機能の他所への移転や、市内の就労支援事業所の増加による選択肢の広がりを受け、現在は特定の利用者に対する就労支援が主な役割となっており、広く住民の利用に供される公の施設の運用から、現在の支援機能を維持したまま実態に即した運営体制へ移行するため、当該条例を廃止するものです。

引き続き議案書284ページを御覧ください。

議第35号 下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。利用対象者の減少により、休止となっている子育て・保育ステーションを廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

引き続き議案書287ページを御覧ください。

議第36号 下呂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。こども家庭庁が掲げるこども未来戦略において、令和8年度より拡充される子育て施策である乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する設備及び運営の基準を定めるため、当該条例を制定するものです。

引き続き議案書297ページを御覧ください。

議第37号 下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用する乳児または幼児の保護者が負担する費用の額を定めるため、当該条例を制定するものです。

引き続き議案書300ページを御覧ください。

議第38号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。年々ニーズが高まる傾向にある放課後児童クラブの運営に関し、現在抱える課題に対応し、より安定した運営を実現するため、当該条例の一部を改正するものです。

引き続き議案書304ページを御覧ください。

議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。児童福祉法の改正に伴い運営基準が緩和されたことを踏まえ、職員確保が困難な現状や利用ニーズの実態に即し、柔軟かつ効率的な運営体制を確保するため、当該条例の一部を改正するものです。

引き続き議案書308ページを御覧ください。

議第40号 下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。国による支援拡充や県の制度見直しを踏まえ、市の独自施策を再構築する中で、制度間の重複整理と支援の空白の解消を図り、地域実情に即した負担軽減を実現する新たな制度へ移行するため、現行の特定世帯を対象とした当該条例を廃止するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第41号について、提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（小池雅之）

議案書311ページを御覧ください。

議第41号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。下呂市総合観光案内所を下呂市観光交流センターの施設として管理運営するため、当該条例の一部を改正するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第42号について、提案理由の説明を求めます。

環境部長。

○環境部長（中島一栄）

議案書315ページを御覧ください。

議第42号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由でございます。地方自治法第244条の2に規定する火葬場等（公の施設）の管理に関する事項を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第43号について、提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（遠藤丙午）

議案書318ページを御覧ください。

議第43号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由でございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第44号について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山中明美）

議案書323ページを御覧ください。

議第44号 下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由でございます。下呂市奨学資金貸与条例について、名称、対象者の要件等に変更が生じたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第45号について、提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（今村正直）

議案書327ページを御覧ください。

議第45号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由は、下水道事業の健全な経営を維持し、将来にわたり安定したサービスを提供するため、当該条例の一部を改正するものです。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

○議長（中島達也議員）

次に、議第46号から議第48号までの3件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議案書の330ページをお願いいたします。

議第46号 令和8年度下呂市水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和8年度下呂市一般会計は、次のとおり令和8年度下呂市水道事業会計へ繰り出しするものとする。

繰出額1億6,693万5,000円。令和8年2月25日提出。

提案理由でございます。料金収入等の全ての収入を充てても不足する簡易水道事業債元利償還金及び建設改良費に対し、繰り出し基準を超えて繰り出しすることについて議会の議決を求めるものでございます。

引き続き議案書の331ページをお願いいたします。

議第47号 令和8年度下呂市下水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和8年度下呂市一般会計は、次のとおり令和8年度下呂市下水道事業会計へ繰り出しするものとする。

繰出額1億3,738万5,000円。令和8年2月25日提出。

提案理由でございます。料金収入等の全ての収入を充てても不足する下水道施設の維持管理費等に対し、繰り出し基準を超えて繰り出しすることについて議会の議決を求めるものでございます。

引き続き議案書の332ページをお願いいたします。

議第48号 令和8年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和8年度下呂市一般会計は次のとおり、令和8年度下呂市立金山病院事業会計へ繰り出しするものとする。

繰出額9,261万7,000円。令和8年2月25日提出。

提案理由でございます。医業収益等の全ての収入を充てても不足する病院事業運営経費に対し、繰り出し基準を超えて繰り出しすることについて議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本30件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第19号から議第48号までの30件については、会議システムで配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第49号から議第60号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第61、議第49号 令和8年度下呂市一般会計予算、日程第62、議第50号 令和8年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第63、議第51号 令和8年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第64、議第52号 令和8年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第65、議第53号 令和8年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第66、議第54号 令和8年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、

日程第67、議第55号 令和8年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第68、議第56号 令和8年度下呂市学校給食費特別会計予算、日程第69、議第57号 令和8年度下呂市水道事業会計予算、日程第70、議第58号 令和8年度下呂市下水道事業会計予算、日程第71、議第59号 令和8年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第72、議第60号 令和8年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

議第49号から議第60号までの12件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、ただいま上程されました議第49号 令和8年度下呂市一般会計予算から議第60号 令和8年度下呂市立金山病院事業会計予算まで、一括で御説明を申し上げます。

まずは、一般会計予算書の4ページをお願いいたします。

議第49号 令和8年度下呂市一般会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億7,000万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為は、第2表 債務負担行為、第3条の地方債は、第3表 地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金の借入れ最高額を15億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和8年2月25日提出。

5ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まずは、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

1款市税は46億7,955万4,000円、2款地方譲与税は4億1,968万6,000円を計上しました。

6ページをお願いいたします。

7款地方消費税交付金は9億3,000万円、11款地方交付税は81億3,000万円で、内訳として、普通交付税は75億3,000万円、特別交付税は6億円を計上しました。

14款使用料及び手数料は3億9,891万4,000円、15款国庫支出金は16億3,269万4,000円を計上しました。

7ページをお願いします。

16款県支出金は13億6,172万6,000円、18款寄附金は6億1,581万4,000円、19款繰入金は23億1,716万4,000円、20款繰越金は4億円、21款諸収入は6億5,432万8,000円を計上しました。

8ページをお願いします。

22款市債は12億5,080万円を計上しました。

続いて、9ページをお願いします。

歳出でございます。

1款議会費は1億2,881万9,000円、2款総務費は42億1,951万2,000円、3款民生費は56億6,278万2,000円、4款衛生費は25億6,254万8,000円、5款労働費は1,758万5,000円、6款農林水

産業費は14億6,341万4,000円を計上しました。

10ページをお願いします。

7 款商工費は10億1,048万4,000円、8 款土木費は25億9,656万1,000円、9 款消防費は11億3,270万2,000円、10款教育費は17億3,469万5,000円を計上しました。

11ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は1 億5,374万円、12款公債費は24億5,715万8,000円、14款予備費は3,000万円を計上しました。

続いて、12ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

令和8年度におきましては、19件の債務負担行為を予定しております。

14ページをお願いします。

第3表 地方債で、公共施設総合管理事業、保健衛生施設設備整備事業、道路橋梁整備事業、河川整備事業などで12億5,080万円を限度額として借入れを予定しており、起債の方法等は掲載のとおりでございます。

15ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書につきましては、省略をさせていただきます。

少し飛びますが、290ページをお願いいたします。

ここからは、特別職、一般職、会計年度任用職員を含みますが、こちらの給与費明細書でございます。

少し飛びますが、303ページをお願いいたします。

ここから309ページまでは、債務負担行為の当該年度分と過年度分の調書でございます。

310ページをお願いいたします。

地方債の調書で、表の右下が令和8年度末の起債残高見込額で199億1,867万3,000円でございます。

以上で、一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。

引き続き特別会計と公営企業会計について御説明を申し上げます。

それでは、令和8年度下呂市特別会計、下呂市公営企業会計予算書の3ページをお願いいたします。

議第50号 令和8年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,730万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れ最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和8年2月25日提出。

4ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1 款国民健康保険税 5 億4,464万6,000円、6 款県支出金21億4,829万4,000円、9 款繰入金 2 億7,332万9,000円、10款繰越金3,000万円を計上しました。

6 ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、2 款保険給付費20億6,453万1,000円、3 款国民健康保険事業費納付金 7 億7,710万5,000円を計上しました。

続きまして、38ページをお願いいたします。

議第51号 令和8年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,054万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れ最高額を5,000万円と定めるものでございます。令和8年2月25日提出。

39ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料 5 億5,847万7,000円、4 款繰入金 1 億9,155万8,000円を計上しました。

40ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金で7億4,406万5,000円を計上しました。

次に、48ページをお願いいたします。

議第52号 令和8年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,237万円と定めるものでございます。

第2条の地方債は、第2表 地方債によるものでございます。

第3条は、一時借入金の借入れ最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和8年2月25日提出。

49ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1 款サービス収入 2 億282万7,000円、6 款繰入金 1 億3,781万9,000円を計上しました。

50ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、2 款サービス事業費で2億6,943万5,000円を計上しました。

51ページをお願いいたします。

第2表 地方債で、介護サービス施設整備事業で170万円を限度額として借入れを予定しており、起債の方法等は掲載のとおりでございます。

続いて、81ページをお願いいたします。

議第53号 令和8年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,616万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れ最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和8年2月25日提出。

82ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款保険料6億9,013万5,000円、4款国庫支出金9億1,516万円、5款支払基金交付金9億7,588万2,000円、6款県支出金5億2,836万8,000円、10款繰入金6億9,477万7,000円を計上しました。

84ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、1款総務費1億6,349万円、2款保険給付費35億2,184万円、5款地域支援事業費1億2,190万6,000円を計上しました。

次に、128ページをお願いいたします。

議第54号 令和8年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,188万円と定めるものでございます。

第2条の地方債は、第2表 地方債によるものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和8年2月25日提出。

129ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款診療収入1億2,737万円、7款繰入金1億1,500万9,000円を計上しました。

130ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、2款医業費で1億8,358万3,000円を計上しました。

131ページをお願いします。

第2表 地方債で、診療施設整備事業で1,630万円を限度額として借入れを予定しており、起債の方法等は掲載のとおりでございます。

続きまして、160ページをお願いいたします。

議第55号 令和8年度下呂市下呂財産区特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ534万円と定めるものでございます。令和8年2月25日提出。

161ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、2款繰入金で382万9,000円を計上しました。

続きまして、162ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、1款総務費199万5,000円、3款諸支出金199万7,000円を計上しました。

続きまして、171ページをお願いいたします。

議第56号 令和8年度下呂市学校給食費特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,724万円と定めるものでございます。令和8年2月25日提出。

172ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款繰入金1億103万5,000円、3款諸収入5,552万4,000円を計上しました。続きまして、173ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、1款学校給食費で1億5,704万円を計上しました。

次は、公営企業会計の予算となります。

178ページをお願いいたします。

議第57号 令和8年度下呂市水道事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、給水件数1万2,900件、年間の総給水量416万5,000立方メートル、1日平均給水量1万1,410立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業費は2億9,072万3,000円でございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入は、水道事業収益8億8,434万9,000円、支出は、水道事業費用12億8,034万1,000円を予定しております。

179ページをお願いいたします。

第4条は資本的収入及び支出の予定額で、収入は5億5,495万2,000円、支出は6億3,072万1,000円を予定しています。

なお、資本的収入額が不足する額7,576万9,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金4,462万5,000円及び消費税資本的収支調整額3,114万4,000円で補填します。

第5条は企業債で、施設整備工事として2億2,620万円を借入れ限度額として予定しており、起債の方法等は掲載のとおりでございます。

180ページをお願いします。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めています。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第9条は、一般会計から補助を受ける金額を2,824万4,000円に、第10条は、棚卸資産の購入限度額を1,000万円と定めています。令和8年2月25日提出。

続きまして、214ページをお願いいたします。

議第58号 令和8年度下呂市下水道事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、排水件数9,520件、年間の総排水量306万7,691立方メートル、1日平均排水量8,404立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業費は2,199万3,000円でございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入は、下水道事業収益11億8,370万3,000円、支出は、下水道事業費用17億3,716万8,000円を予定しています。

215ページをお願いいたします。

第4条は資本的収入及び支出の予定額で、収入は8億7,738万4,000円、支出は8億8,883万円

を予定しています。

なお、資本的収入額が不足する額1,144万6,000円は、消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填します。

第5条は企業債で、資本費平準化債3億8,100万円を借り入れる借入れ限度額として予定しており、起債の方法等は掲載のとおりでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円に、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定めています。

216ページをお願いいたします。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第9条は、一般会計から補助を受ける金額を2億4,327万8,000円、第10条では、棚卸資産の購入限度額を100万円と定めています。令和8年2月25日提出でございます。

続きまして、250ページをお願いいたします。

議第59号 令和8年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、年間入場者数18万6,000人、1日平均入場者数510人を予定しています。

第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入は、下呂温泉合掌村事業収益2億8,750万2,000円、支出は、下呂温泉合掌村事業費用2億8,718万4,000円を予定しています。

251ページをお願いいたします。

第4条は資本的収入及び支出の予定額で、収入は3,557万1,000円、支出は6,232万2,000円を予定しています。

なお、資本的支出額に対し不足する額2,675万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,108万7,000円及び消費税資本的収支調整額566万4,000円で補填をいたします。

第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円に、第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定めています。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第8条では、棚卸資産の購入限度額を3,000万円と定めています。令和8年2月25日提出。

続きまして、285ページをお願いいたします。

議第60号 令和8年度下呂市立金山病院事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、病床数50床、年間患者数は入院1万5,695人、外来3万1,812人、1日平均患者数は入院43人、外来132人を予定しています。

第3条、収益的収入及び支出の予定額で、収入は、病院事業収益12億4,651万2,000円。

286ページへ参りまして、支出は、病院事業費用13億1,881万8,000円を予定しています。

第4条は資本的収入及び支出の予定額で、収入は6,647万4,000円、支出は1億4,177万1,000円を予定しています。

なお、資本的収入額が不足する額7,529万7,000円は、損益勘定留保資金で補填をいたします。

287ページをお願いいたします。

第5条は、一時借入金の限度額を1億円に、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第7条では、棚卸資産の購入限度額を5,929万円と定めています。令和8年2月25日提出。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第49号から議第60号までの12件については、会議システムで配付してあります付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（中島達也議員）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は3月10日午前9時半より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時12分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年2月25日

議 長 中 島 達 也

署名議員 11番 尾 里 集 務

署名議員 12番 中 島 ゆ き 子

